

第18回東京都板橋区景観審議会

令和5年1月16日(月)

板橋区役所本庁舎南館4階災害対策室A B

I 出席委員

天 野 光 一	池 邊 このみ	神 谷 博
大 場 明 夫	山 田 貴 之	成 島 ゆかり
五十嵐 やす子	南 雲 由 子	露 木 保 文
長 江 洋 介	長谷川 孝 一	中 尾 美佐男
鈴 木 和 貴	木 村 緑 理	杉 山 朗 子

II 出席者

区 長	都市整備部長	都市計画課長
都市景観係長		

III 議 事

○第18回東京都板橋区景観審議会

区長挨拶

開会宣言

<議 事>

景観ガイドラインの一部改訂について

[資料1-1～資料1-4、参考資料]

<報告事項>

みどりのヒント集の改訂について

[資料2、参考資料]

閉会宣言

IV 配付資料

I 当日机上配付

閲覧資料1 板橋区景観計画

閲覧資料2 景観ガイドライン

II 事前送付

1. 議事日程

2. 板橋区景観審議会委員名簿
3. [資料1-1] 景観ガイドラインの一部改訂について
4. [資料1-2] 景観色彩ガイドライン（抜粋）
5. [資料1-3] 屋外広告物景観ガイドライン（抜粋）
6. [資料1-4] 景観ガイドラインの改訂箇所について
7. [資料2] 「みどりのヒント集」の改訂について
8. [参考資料] 景観審議会及び部会における委員意見の要約

○議長（天野会長） それでは、事前に配付させていただいた資料。議事日程に従って議事に入らせていただきたいと思います。

まず、議事でございます。「景観ガイドラインの一部改訂について」ということで、事務局のほうから説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○都市計画課長 それでは、よろしくお願いいたします。

議事1、「景観ガイドラインの一部改訂について」、御説明させていただきます。

説明を始める前に、本日、補足説明及び意見内容の把握のため、景観ガイドラインの改訂作業を委託しておりますコンサルタントも同席させていただいております。合わせて御了承いただきたいと思います。

それでは、資料1-1を御覧ください。

まず、項番1「景観ガイドラインの位置づけ」についてでございます。

板橋区では、平成23年3月に景観行政団体に移行し、板橋区景観条例の施行を経て、同年8月に板橋区景観計画を策定し、良好な景観形成の実現に向けた取組を行っております。

景観計画では景観形成基準を定めており、事前協議や届出制度に基づき提出された計画を審査する際の基準としております。

景観事前協議や届出制度について補足で説明させていただきますが、板橋区では景観計画区域として、区内全域を一般地域とし、特に景観に配慮すべき地域を景観形成重点地区に指定しています。

建築物等の建築行為や外壁の塗り替えなどを行う場合は、建物の高さが20メートル以上、もしくは延床面積2,000平方メートル以上、もしくは敷地面積1,000平方メートル以上の大規模な計画が対象となり、また、景観形成重点地区では、建築計画等の規模に関わらず、区に事前協議や届出を提出していただき、良好な景観形成への誘導を行っております。

景観ガイドラインについては、景観計画に位置づけられた景観形成基準について、それぞれの分野ごとにその内容と考え方の解説や、さらなる良好な景観を導くモデルとなる推奨基準を定めているものでございます。

まず、資料の下の左にありますのが、景観計画でございます。景観計画において景観形成基準を定めており、右に図示してあります各ガイドラインにおいて、それぞれの分野ごとに解説や推奨基準を設定しているということでございます。

なお、平成24年に景観色彩ガイドラインを、また、平成28年に屋外広告物景観ガイドラインをそれぞれ策定済みであり、これまでも景観計画の変更に合わせて順次改訂を行ってきた

ところでございます。

資料1-1の裏面を御覧いただきたいと思います。2ページ目ですね。

項番2「景観ガイドラインの一部改訂の経緯」でございます。図を見ながら御説明をお聞きいただければと思います。

令和3年4月に景観形成基準にアクセントカラーを追加いたしまして、令和4年4月に景観形成重点地区に板橋宿不動通り地区を指定するため、景観計画の一部変更を行いました。

景観計画の変更の際にも本審議会において諮問・答申をいただき、手続をさせていただいております。

それらに伴い、今年度は景観色彩ガイドラインにアクセントカラーの解説と板橋宿不動通り地区の解説及び推奨基準を追加して、屋外広告物景観ガイドラインに板橋宿不動通り地区の推奨基準の追加を主に改訂作業を行いました。

本日は、昨年11月開催の第22回景観審議会部会でいただきました御意見を反映させましたこれらのガイドラインの改訂部分につきまして、御説明させていただきます。

なお、第22回景観審議会部会でいただきました御意見は参考資料のほうに要約してございますので、必要に応じて御覧いただきたいと思います。

それでは、続きまして資料1-2を御覧ください。板橋区景観色彩ガイドラインでございます。

こちらは、景観色彩ガイドラインの改訂箇所を抜粋となっております。実際のガイドラインに改訂部分の追加や改訂ページの差し込みを行うこととなります。

ちなみにですが、資料1-4に改訂箇所を対象表を示してありますので、こちらにも必要に応じて机上配付させていただきました現行のガイドラインと併せて御覧いただければと思います。説明のほうは、資料1-2のほうでさせていただきます。

まず、1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧いただきたいと思います。

こちらはガイドラインの目次となっております。赤枠の部分がガイドラインの一部改訂の箇所となっております。また、ページの右上のほうでございますが、枠線の凡例を入れさせていただいております。こちらは、今回の資料に関する説明用の凡例となります。

赤枠がガイドラインの一部改訂箇所、青枠が改訂箇所のうち第22回板橋区景観審議会部会にていただいた御意見を反映させていただいた箇所でございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

こちらは現行のガイドラインのページにアクセント色の解説を追加しております。

ここで景観計画における外壁の色彩基準について補足説明させていただきます。

外壁基本色とは建築物等の基調となる色で、外観の印象に大きな影響を与える大きな面積を占める色彩でございます。

強調色とは、建築物等の形状や表情に合わせて変化をつけたり、分節のために使われる色彩のことで、外壁に表情をつける場合などは外壁各面の5分の1以下について強調色の基準に適合した色彩とするとしております。

物で例えますと、外壁の基本色が例えばワイシャツの色。こういう白地の広い部分。それから、強調色がネクタイということで、ポイントとなる部分になります。こういったイメージで想像していただくと分かりやすいかと思えます。

アクセント色でございますが、外壁基本色や強調色とは異なり、建物のデザイン性を高め、魅力的なまちの表情やにぎわいを演出する色彩として小さな面積で使用する色彩で、強調色のほかに外壁にアクセントをつける場合は、外壁各面の12メートルまたは10メートル以下の部分を20分の1に限ってアクセント色の基準に適合した色彩とする。また、強調色とアクセント色の総量は外壁各面の5分の1以下とするとしております。

先ほど、外壁基本色がワイシャツの色、強調色がネクタイの色とお伝えしましたが、アクセント色は、ネクタイのデザインのドット柄ですとか、ストライプ柄の部分、もしくはブランドのロゴマーク、そういったものの部分をイメージしていただければと思います。

また、第22回景観審議会部会において景観計画の変更時期の説明が不足しているという御意見をいただきましたので、青枠の部分はその説明を追記させていただいたところでございます。

続いて、資料1—2、4ページを御覧ください。

こちらのページでございますが、アクセント色の解説や使用方法について新規で追加したページでございますので、全体を御説明いたします。

前段の文章でございますが、アクセント色は、先ほど説明いたしましたとおり、外壁基本色や強調色とは異なり、建物のデザイン性を高め、魅力的なまちの表情やにぎわいを演出する色彩ではございますが、使い方によっては個性が強調され過ぎてしまい、周辺に圧迫感を与える要因になりますので、安易に使用するのではなく、本当に必要かどうか検討した上で使用する解説をさせていただきます。

また、下段の青枠につきましては、先ほどと同様に景観計画の変更時期の説明を追加させていただきました。

また、それ以降は注意すべきポイントを3つに分けて解説しております。

注意ポイントの1つ目でございます。「本当にアクセント色が必要か？よく検討します」とさせていただきます。

アクセント色については、右の図に示してありますように、使用方法によっては悪目立ちする可能性が高い色彩でございますので、使用する際は十分検討するよう再度注意喚起させていただきます。

また、第22回景観審議会部会において、板橋崖線の周辺などでも慎重な検討が必要であると御意見がありましたので、追記させていただきました。

2つ目の注意点でございます。「まちのスケール感や歩行者の目線にあわせ、低層部で効果的に用います」といたしました。

既に景観計画において、12メートル以下、10メートル以下など、制限は設けてありますが、効果的な事例の写真や悪い例などの図示などで、なぜ低層部に設けるのかを解説してございます。

3つ目のところでは、「アクセント色にも秩序が必要です」といたしました。

基準の面積要件を満たしても、使用方法によっては悪目立ちやアクセントの効果が弱まるなど、逆効果になってしまう場合もあるため、色数や設置場所を検討するよう解説しております。

また、第22回景観審議会部会において、屋外広告物の色彩との調和に関する記述を入れるべきと御意見がございましたので、追記させていただきます。

続いて、5ページをお開きください。

5ページから10ページに関しましては、景観計画の内容をそのまま記載しているページになりますが、アクセントカラーの記述を追加したのみでございますので、説明は割愛させていただきます。赤枠のところになります。

次に、11ページを御覧いただきたいと思っております。

こちらでございますが、板橋宿不動通り地区の色彩に関する景観形成基準の解説ページとして新規で追加するページでございます。色彩基準の考え方を解説しております。

板橋宿不動通り地区の特徴といたしましては、江戸時代宿駅である板橋宿が置かれ、明治・大正時代には花街として、昭和時代以降はにぎわいある商店街として、まちの成り立ちは時代とともに変化しましたが、当地をなりわいの場とする多くの人たちの努力により、歴史や文化を背景としたにぎわいある街並みが継承されており、これまで重点地区に指定して

きた住宅地や河川、緑地周辺の市街地とは異なり、にぎわいの創出が求められる商店街を中心とする地区でございます。このため、色彩基準は一般地域と同じ比較的緩やかな基準となっております。

一方で、本地区を特徴づける旧宿場町の歴史や文化を生かしたまちづくりを進めるためには、伝統色の活用やマンション低層部にも街並みの連続性を持たせる工夫など、当地ならではの配慮も求められるところでございます。

色彩景観のイメージとして、対比が強い例と改善例を明示し、分かりやすく解説してございます。

続いて、12ページと13ページ、こちらを御覧いただきたいと思っております。

こちらに関しましても、新規のページではございますが、景観計画の内容をそのまま記載しているため、説明は割愛させていただきます。13ページのほうは地区の区域図でございます。青い点斜線のところが範囲となっております。

続いて、1枚おめくりいただいて、14ページを御覧いただきたいと思っております。

ここからは、板橋宿不動通り地区における色彩に関する推奨基準について記述させていただきます。

ほかの地区と同様に、景観形成基準の色彩範囲のうち、よりその地区にふさわしい色彩を推奨色として定義いたします。

このページは、推奨色を設定する上で必要な現況の街並みの色彩景観の特徴をまとめたものでございます。

板橋宿不動通り地区の色彩の特徴としては、以下の4つを明記し、現況写真を提示し、分かりやすく解説しております。

まず、ぬくもりが感じられる暖色系の落ち着いた色彩が街並みの基調となっており、寒色系の建物はごくわずかでございます。

次に、和洋折衷様式の戦前に建築された建物や開口部がユニークな3階建て併用住宅で、昭和時代の建物など、レトロな建物が見られます。

また、近年では建て替えや高層化した店舗併用共同住宅の立地が進み、多様な様式や規模の建物が混在しております。

そして、昔ながらの小さな店舗の連なりを基本に、新しい大規模な店舗併用共同住宅の1階にも店舗が入り、商店の軒が連なる景観が形成されてございます。

15ページを御覧ください。

こちらでは、現況調査や景観形成基準を踏まえた地区の景観形成の方向性を「歴史や文化を背景に、にぎわいの中に懐かしさや安らぎが感じられる色彩」と定義いたしました。それを踏まえ、景観形成の考え方を示してございます。

板橋宿不動通り地区では、旧宿場町としての歴史を背景に、身近なスケールの個店が軒を連ねる親しみやすい景観が形成されております。こうした歴史的蓄積を生かし、来訪者が立ち寄りたくなる商店街の街並みを保全・創出するために、低層階では歴史的蓄積の中にもにぎわいが感じられる色彩景観への誘導を図り、高層部では町並みへの影響を抑えた落ち着いた色彩景観への誘導を図るものとし、以下の2点を考え方として整理いたしました。

1つ目は、「旧宿場町の歴史や文化を尊重しながら、商店街としての適度な広がりを感じさせる低層部の色彩」でございます。

建築物の低層部は店舗等の用途に用いられることが多いことから、適度ににぎわいが感じられる街並みとするため、推奨色は色幅を広く設定してございます。

古くから存在し、まちの歴史を伝えるレトロな建築物との調和を図るとともに、歴史を想起させるような伝統色を活用するなど、歴史ある不動通り地区ならではの色彩景観形成が期待されます。

2つ目は、「身近なスケール感の街並みに圧迫感を与えない高層部の色彩」でございます。

本地区では高層化が進んでおりますが、旧中山道の通りのスケールに見合った街並みを形成するため、建築物の高層部については、商店街に圧迫感を感じさせない、明るく落ち着いた色調を基本とします。

また、マンション等住居系の建築物の場合は、バルコニーの面材についても十分な配慮が必要だと考えております。ガラスの場合は乳白色の中間層を設け、縦格子の場合は手すり子のピッチを小さく設定するなど、設備機器や洗濯物などを見えにくくする配慮が求められます。

色彩基準の解説と同様に、イメージ図で分かりやすく解説してございます。

続きまして、16ページを御覧ください。

こちらでは、推奨色について、具体的にマンセル値で示しております。

ほかの重点地区と同様に、低層部の推奨色を実線、高層部の推奨色を点線で表示してございます。

色彩につきましては、先ほどの御説明のとおり、建築物の低層部は店舗等の用途に用いられることが多いことから、適度ににぎわいが感じられる街並みとするため、色幅を広く設定

しており、高層部につきましては、商店街に圧迫感を感じさせない明るく落ち着いた色調を基本としております。

続いて、17ページを御覧ください。

こちらには、推奨色の代表例や屋根の推奨色を示しております。

上段の表では、16ページで示した推奨色の範囲から代表例を提示しております。

第22回景観審議会部会において、落ち着いた緑色の推奨色も代表例に加えてはいかがかという御意見をいただきましたので、右下のほうでございますが、2つほどGY系の色相の色を加えさせていただいたところがございます。

次に、屋根の推奨色を提示しております。

こちらの色彩については、現地調査をもとに多く見られる明度4・3・2の色彩を中心に、一部明度5のものを織り交ぜ、屋根の推奨色としております。

その下からは、推奨色を用いた配色の事例を写真と図を用いて紹介してございます。

1枚おめくりいただいて、18ページを御覧ください。

こちらのページでございますが、時点修正というところがございます。

国土交通省がガードレール等について景観になじみやすい色彩を定めておりましたが、オフグレーという色が追加されましたので、区のガイドラインにも追記いたしました。下のほうでございます。

次に、19ページを御覧ください。

こちらも時点修正になります。

日塗工の表示体系を最新版に更新いたしました。右の赤枠のところがございます。

最後、1枚おめくりいただきまして、資料の裏面になります。20ページを御覧ください。

裏表紙になりますが、板橋宿不動通り地区の写真を追加いたしました。

景観色彩ガイドラインの改訂箇所に関する説明は以上でございます。

次に、資料1―3「板橋区屋外広告物景観ガイドライン」、こちらを御覧いただきたいと思っております。

こちらでございますが、屋外広告物景観ガイドラインの改訂箇所の抜粋となっております。

先ほどの景観色彩ガイドラインと同様に、実際のガイドラインに改訂部分の追加や改訂ページの差し込みを行うこととなります。

資料1―4に改訂箇所の対象表を示してありますので、こちらにも必要に応じて机上配付さ

せていただきました現行のガイドラインと併せて御覧いただければと思います。

それでは、資料1―3を1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

こちらは目次となっております。

先ほどの景観色彩ガイドラインと同様でございますが、今回の資料に関する説明用の凡例が右上にあります。

ページの赤枠がガイドラインの一部改訂箇所、青枠が改訂箇所のうち第22回板橋区景観審議会部会にていただいた御意見を反映させた箇所でございます。

なお、屋外広告物景観ガイドラインに関しましては、第22回景観審議会部会から写真の一部差し替え程度の修正しかなく、おおむね了承をいただいていると認識しております。

資料1―3、3ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは、時点修正でございます。

映像付き屋外広告物に関する記述を追加させていただいております。

当初のガイドラインより具体的な内容を示しておりましたが、音声の出力に関する事項を追記しております。

1枚おめくりいただき、4ページ、5ページを御覧ください。

こちらに関しましては、新規ページでございますが、板橋宿不動通り地区の景観形成の考え方や地区の概要でございます。景観計画の内容をそのまま記載しておりますので、説明は割愛させていただきます。

また1枚おめくりいただきまして、6ページを御覧ください。

ここからは、板橋宿不動通り地区における推奨基準について記述しております。

6ページに関しましては、推奨基準を設定する上での現況の屋外広告物の掲出状況から、屋外広告物による景観形成の方向性を示しております。

板橋宿不動通り地区の屋外広告物の掲出状況として、以下の6つを明記し、現況写真を提示し、分かりやすく解説しております。

まず、昔ながらの小さな店舗や旧中山道の道幅のスケールに合った小規模な広告物が見られます。

また、歩行者の目線に近い低層部に集中して表示されており、中高層部での表示が少なく、統一感や連続性のある街並みを創出しています。

また、ほとんどのものが敷地内に設置されていますが、一部に道路上に掲出されているものもあり、通行者の妨げとなっている面もあります。

また、外壁と共通性のある色彩やテーマカラーを用いて色数を抑えるなど、質の高い広告物が多く見られます。

また、商店街のキャラクターであるラッピーの置き看板が各店舗の軒先に見られ、まちの魅力となつてございます。

そして、板橋宿の歴史を感じさせる風格ある木製看板やちょうちん、のれんを用いた和風の演出も見られます。

なお、この写真の左上のウサギ、ラッピーが座っているゲートサインの写真につきましては、当初、もうちょっと全体というか、広く写る写真を使用しておりましたが、背景の景観について第22回景観審議会部会において御意見をいただきましたので、差し替えをさせていただきました。ちょっと拡大の写真になってございます。

これらの現地の状況を踏まえ、屋外広告物による景観形成の方向性を「宿場町の歴史・文化と商店街のにぎわいが融合した景観の保全と創出」と定義いたしました。それらを踏まえまして、景観形成の考え方を示してございます。

「歴史や文化を想起させる色彩や素材を用いた小さなスケールの屋外広告物を基本とし、親しみやにぎわいが感じられ、ちょっと寄ってみたいくなる景観の保全・創出を図ります。」といたしまして、以下の2点を考え方として整理いたしました。

1つ目は、「宿場町の歴史や文化と来訪者を優しく迎えるもてなしの心が感じられる低層部」でございます。

屋外広告物は、来訪者の目に触れやすい接地階を中心に低層部に集約して掲出することを基本とします。

また、旧板橋宿の面影が感じられる商店街の景観を形成するため、伝統的な色彩や素材、表示方法等を取り入れるなど、歴史や文化が感じられるデザインを基本とします。あわせまして、緑による演出を組み合わせるなど、季節感の創出にも配慮いたします。

2つ目でございます。「通りのスケールに配慮し、最小限のシンプルなデザインを基本とする高層部」でございます。

高層部での屋外広告物の掲出は必要最小限とし、やむを得ず掲出する場合には、スケールを抑えた箱文字を基本として街並みのまとまりを保全いたします。

以上が、景観形成の考え方でございます。

続いて、7ページを御覧ください。

こちらのページでは、景観形成の考え方を基に、屋外広告物の推奨基準と景観形成のイメ

ージを示してございます。

配慮基準といたしましては、全区域の共通基準のほかに、エリア区別の推奨基準を設けておりますので、エリア区別の推奨基準のみ御説明させていただきます。

位置の基準として、屋外広告物は低い位置、街灯ラインの下などに集約することといたしました。

色彩の基準といたしまして、新規に設置する看板類は伝統色を使用するよう努める。日よけテントは、和風の色彩を基本とし、街並みに統一感を出すよう配慮するといたしました。

素材の基準として、木材や自然素材などの質感豊かな素材を用いるよう努めるとし、木製看板の採用を検討する旨も追記いたしました。

表示の基準として、宿場町らしい和風のデザインや落ち着きに配慮する。

看板の色、素材、書体、設置位置をそろえるなど、まとまりに配慮する。店の内容をシンボル化、デザイン化し、分かりやすく表示するよう努める。光の点滅やデジタルサイネージなどの映像装置を用いた表示を避け、宿場町らしい景観に配慮するといたしました。

推奨基準は、以上でございます。

屋外広告物の地色に推奨する色彩の範囲については、影響の大きい部分ですので、別途記述してございます。

地色とは全体の印象に影響を与える面積の大きい色彩のことで、1つの広告物の中で、その表示面の3分の1を超える色彩としております。

高層部は箱文字を基本としていただき、低層部の広告物の地色について、鮮やかなものを避け、右の例示のような各色相の最も鮮やかな色の2分の1程度に抑えた伝統色を推奨いたします。

こうした推奨色を満たしていただいた場合の景観形成のイメージを下の図に明示してございます。

1枚おめくりいただきまして、8ページを御覧ください。

裏表紙になりますが、板橋宿不動通り地区の写真を追加いたしました。

屋外広告物景観ガイドラインの改訂箇所に関する説明は、以上でございます。

続いて、資料の1、3ページにお戻りいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、こちらが改訂のスケジュールとなっております。

本日の審議会において御了承いただけました後、令和5年2月までに原稿を確定させ、印

刷作業を行い、令和5年4月1日より運用を開始することとしております。

本日いただいた御意見により内容が変更になる場合につきましては、取り急ぎ修正をさせていただきますまして、印刷等の都合もございますので、変更内容は会長に御確認いただき、手続を進めさせていただきたいと思っております。

長くなりましたが、以上で、議事1「景観ガイドラインの一部改訂について」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（天野会長） ありがとうございます。

板橋宿不動通り地区を入れることによって、景観計画等々が変わったと。それに基づいて、色彩ガイドライン、屋外広告物景観ガイドラインが変わってくるということで、御説明いただいたと思います。

それでは、皆様から御意見、もしくは御質問を受け付けたいと思います。何かございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○五十嵐委員 御説明ありがとうございます。

まず、景観色彩ガイドラインの表紙ですね。

初め、何でこう色があるのかなって思ったんですが、今、お話を伺いながら、あっ、そうか、こういう色を使ってまちをつくっていくということで、それが本当にちゃんと区民の方々に伝わるとすごくイメージしやすいなと思って、とても素敵だなというふうに思いながら、今、伺っておりました。

大きくこうというのはないんですけども、1つ確認をさせていただきたいんです。

4月の1日から改訂版の運用が開始ということになります。今、板橋のまちの中って、あっちこっち小さくいろいろなお店を新たにつくったりだとかしているところが多いなというふうに感じたりしているんですけども、この運用に4月1日からなる。例えば、春に向けて改装だとか何とかしてしているところは、これから2月、3月というところ、いろいろ工事とか始まるんじゃないかと思うんですけども、そういうところの方には、特には何かお伝えしたりだとか、それはなくて、とにかく4月1日になったら、そこから皆さんに伝えていくのか。まちづくりとして色彩を、特に不動通りのところはこうしてくださいというふうにしていくのか。その前から伝えていくのか。その辺を説明していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（天野会長） いかがでしょうか。

○都市景観係長 千葉課長のほうからも説明させていただいたのですが、まず1つ、板橋宿不動通り地区につきましては、令和4年の4月1日に景観計画のほうに景観形成重点地区、要はこの地区は建物の規模に関わらず届出行為が必要になるエリアですよということを記入させていただきました。

それ自身は、7月1日、ある程度の一定期間、猶予期間を設けないと、今、御質問されたように、計画の途中だったり、これから計画するという方に対して、いきなり今日変えますよというわけにはいかないもので、猶予期間を設けております。7月1日から、この景観計画の中でいっている制限がかかるということでございます。ですから、その段階から実はもう制限がかかっておりまして、届出を既にもういただいて、それに対する協議は進めてきております。

ただ、今回、ガイドラインというのは、それを規制するものではなく、一旦規制されているものの中でもより不動通りに適しているものというものはこういうことですよというふうに御推奨させていただいたり、または一つの事例という形で御説明をするための資料ということでございます。

中には、不動通りには歴史がある、じゃ、何をもちょうそれを表現すればいいのという、ちょっと抽象的なことが分かりづらいということが、多々、カウンターで聞かれることがありますので、その際にも私ども説明はしておるんですが、こういうビジュアルで御説明できればより分かりやすいかなということで追記をさせていただく資料の一つということでございます。

ですから、ガイドライン、お手元の机上のほうにもお配りさせていただいておりますが、冊子のほうはもう既にできているものの中に、今回、不動通りのところの地区を追記させていただくということで、運用ということについても、刷り物が上がったり、またはデータ化されるとビジュアル的に説明しやすいということで御承知いただければと思います。よろしくをお願いします。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

○議長（天野会長） よろしゅうございますか。

ほかに。はい、どうぞ。

○杉山専門委員 専門委員の杉山でございます。

変えられそうなところと、そうではないところと複数ございますが、なるべく簡単に申し上げたいと思います。

1つは写真の使い方、板橋区景観色彩ガイドラインの14ページでございます。「板橋宿不働通り地区の推奨色と考え方」。

この中で、真ん中の黄色と赤が入っているところが、これはレトロなユニークな窓といたしますか、デザインのことと色のことと、2つの見方があると思います。これは、こちらの屋外広告物の不働通りのところを見ても避けていらっしゃるね、写真としては。なので、カットして……。面白い建物ですし、私も実はちゃんと実物を見てまいりました。いいと思いますけれども、これはカットした写真を掲載するというような、そういう工夫をされてもいいのかなと。建物の色について触れている部分ですから、よろしいのかなと思いました。これは御検討ください。

それから、もう一つは、屋外広告物景観ガイドラインという資料1—3でございますけれども、これの7ページ。上のほうのチェックリストのところのエリア区分別の推奨基準の照明というところがございますけれども、「屋外広告物など外部から見える位置の照明は、暖かみのある電球色を基本とします。」と。これはちょっと意味が分からないです、文章として。

というのは、例えば次の8ページの裏表紙の一番下の欄の右から2つ目で、建物に直接店名があつて、それに照明をかけている。このことを言っているのかなと。電球色にするのってどれというか、文章としてよく分からないので、どういう状況のことをおっしゃっているのか、よく分からないかなと思うんです。

そして、さらに加えてなんですけれども、私の近所で点滅する看板というのは……。ほとんど住宅になるところで、実は、私、成増というところに住んでおりますものですから、ほとんど準工なんですね。基本は住宅というところまで行っていないので、準工のままずっとあります。それもあるせいか、点滅が12時過ぎてもやっている時期があつて、実は、私は直接区役所のほうにお電話して、やめてもらえました。だから、11時以降は止めたといひますか、看板はあるんですよ。光っているんですよ。だけど、どうもくるくる回るのはやめていただくように言ってくださったみたいで、ああ、よかったなんて思っていて。夜間はそういうのは余りやらない。昼間は動いていても余り目立たないんですけれども。例えばそういうような文言ぐらひは入れてもいいかなと。これは短い期間でも少し対応していただけるかなと。この1月中に変更など、どうかなと思っております。

もう一つお願いしたいのが、公共施設のガイドラインがありますよね。公共物。実際に資料の中にもありましたか。ないか。

〔「資料はないです」と言う者あり〕

○杉山専門委員 今日はないですよ。

なぜかといいますと、こちらの景観ガイドラインの公共施設整備景観ガイドラインはもうとっくにできているわけですが、そこで街路灯の色というのに触れられていて、きちんと整備されているんですが、実はさっきの成増地区の話で大変恐縮なんですけれども、周辺、自然植栽から浮くようなすごく明るいブルーグレー、N7.5か8に近く見えるような、すごく安っぽいLEDの照明ポールに換えられてしまったんですね。

これも区役所に電話してみました。だけど、LEDにしたからいいだろうというような御対応でびっくりしてしまったんですけれども、ポールの色って非常に気になる場所があって、推奨色へ絶対ということもないですけれども、ちょっとその辺も……。ガイドラインは推奨的な……。

これですか。今回頂いたのが18ページですね。「参考となる色彩」欄のところ、これは公共施設の柵の色なんですけれども、これはずばりじゃなくてもいいわけで、もうちょっと建物の色に合わせた感じだとか、植栽になじみやすいとか、そういうのをお願いしたい。

例えば、図書館のある街区で、これまでベージュ、ブラウン系で全部まとまっていたのが、真っ黒な電灯ポールが急に立ちました。古くなったんで換えた、換えたって……。ちょうど今その時期に土木でも関わっているのかなと思うと……。

ただ、そのところに、隣に川についてカーブのところなんて、オレンジ色の交通ミラーがあったりすると、オレンジと黒みたいに非常に目立つんですね。それが茶色であるとか、ベージュであるとかだったら割と気にならないんですけれども。オレンジのほうがちゃんと浮き立ってね。そういうのがこのところ進展しているなど。

だから、土木とか公園の御担当だとか、そういったところもこの景観ガイドラインの認識をもう少し御協力いただけるように、部内でもぜひ進めていただきたい。本当にこれはお願い事項です。

ガイドラインには書かれているんですよ。何だけれども、実際の現場では、実は余り認識されていないのかなという感じがあるのです。以上です。

○議長（天野会長） いかがですか。どうぞ。

○都市景観係長 それでは、事務局から。

杉山先生、すごく内容も多く、内容も濃く、いっぱい言われたんで、すみません、私のほ

うも全て対応できるかどうか自信がないんですが、まず、最初の写真の件ですかね。資料1-2の景観色彩ガイドラインの14ページと打っているところの中段の真ん中のところの建物でございます。

これは本当に、先ほどお話しいただいたように、これは古い話ですけれども、平成29年、30年、地元の商店街さんが中心とされた景観まちづくり協議会という勉強会でやられたときも、レトロな昭和初期の建物ということで、実は15ページのほうにも実際に絵を起こしているぐらいなんで、中でも建物デザイン的には非常に重要な建物という位置づけにさせていただいております。

ただ、その色彩の色味遣いのテントというか、屋根だったりとか、そこの帯のところは黄色かったり、赤かったりというところがちょっとあれじゃないというお話かなというふうには思いますので、カット割り、すごく恐縮なんですけれども、下のほうを削らせていただいて、上のほうを主体にするような写真にさせていただければと思います。

○杉山専門委員 そう。それでいいかなと。本当にこれは上のほう、本体はいいなど。この看板はいつお作りになったか分からないですから、ちょっと……

○都市景観係長 どうなんでしょう。当時、このタイプのもものが何棟か同じようなものがあって、言葉は悪いなんですけれども虫食いみたいな、古くなって建て替えられていたり、窓の形状もちょっと手を入れられて変えられているところもあるようなんですけれども、当時、これを何とか同じような並びになっていたんだらうなという痕跡が見受けられる。

残っている状態としては、今、おっしゃっているように、建物としては評価はあるんですけども、ちょっと看板のところはねというところだと思いますので、カット割りをさせていただいて……

○杉山専門委員 それでよろしいかなと。

○都市景観係長 はい、分かりました。

あと、照明関係のお話かなと思うんですが、これについては今回の資料、ちょっと抜けているという言い方は変なんですけど、皆さんの机上のほうにございます本体の屋外広告物景観ガイドラインのほうを見ていただきますと、3ページになりますかね。こちらのほうの下の方に、屋外広告物としての光のともし具合というところかなとは思いますが、表情としてはこんなようなイメージを持たせていただいております。

この辺の話というのは、特に今回商店街に景観形成重点地区を指定したのが、この場所、板橋区では初めてでございますので、いろいろな商店街の成り立ちということと板橋宿不動

通りという特性をいろいろと考えると、商店街といえども、こういう明かりをともしるところについてはこんな形なんだろうなというイメージの表現だと思います。その辺の言葉尻がしつこく、分かりづらいよというお話ではあったんですけども、私どものイメージとしては、こんな形をイメージしてございます。

例えば、具体的に言うと、同じその冊子の中の40ページを開いていただきますと、駅前周辺のエリアとすると、どうしてもにぎやかな色彩の看板等があるんですが、その次のページをめくっていただくと、同じ商店街エリアなんですけれども、ちょっと落ち着いた趣。特に板橋宿のところの写真を使わせていただいておりますように、そういうようなところを地域の特性というところでイメージしておるというところでございます。

言葉尻がちょっと分かりづらいということであるならば、もう少しそしゃくして、分かりやすいようなふうに変えられるかどうか。すみません。最終的には、今日この場でこういう文言に変えますというふうにはお答えしづらいものですから、天野会長と御相談させていただいて、分かりやすい言葉になればなというふうに考えます。

すごく細かいお話が多かったので、ここは……

○杉山専門委員 ごめんなさい。今のところだけれども、例えば、内照式の照明でもとか、それから、外から照らし出すものもみんな電球色にしようねとか、何かこの説明文だと少し分かりにくいかなと。「屋外広告物など」となっているから、何かちょっと……

○都市景観係長 頭のところがそうですね。「屋外広告物など」を逆に取らせていただいて、「外部から見える位置の照明は」という形……

○杉山専門委員 照明というと、内照式のことを一般人は照明とは思わないよね。

○議長（天野会長） すみません。どの辺の話をしているのか、さっぱり分からないので、何ページとか、どこの章か言っていたらかないと……

○杉山専門委員 文言をお願いします。

○都市景観係長 すみません。こちらは、今日、御説明させていただいている資料1—3の7ページのところの「エリア区別の推奨基準」というところに「照明」という言葉がございまして、こちらの言葉の表現の仕方がという御指摘だったものですから、今、お話しのとおり、屋外広告物というふうに限定するのではなく、見える、窓から漏れる光であったり、またはその看板を照らす光であったり、そういうものを全て暖かみある電球色というようなことをイメージしているんだとすれば、言葉が足りないというふうなお話かなというふうに思います。

まず、今、お話しのとおり、屋外広告物というふうに限定せず、外部から見える位置の照明であったりとか、または内部から漏れる光であるとか、その商店街から見える照明についてはというような表現で変えさせていただければと思うんです。いかがですかね。

○杉山専門委員 はい、結構でございます。お願いいたします。

○都市景観係長 では、そういうような表現で。

○議長（天野会長） よろしゅうございましょうか。

○都市景観係長 いいですか。いただいた御意見。最後のところでいろいろいただいたんですが、庁内で、例えばほかの所管、公園とか、道路の関係だと思っただけなんですけれども、そういったところも、我々がこういうことをやっているということをしっかり伝えていくように、我々も頑張っただけなんです、その辺で御了承いただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（天野会長） ありがとうございます。

最後の言葉はまさにそのとおりで、景観で陥りやすいのは景観より行為の制限なので、基本的には民間のいろいろなことに対して制限をかけていくのが中心なんです、民間に制限をかけているのに、おまえがやっているところはどうかというのが、つい起こりがちなので、ぜひ……。

しかし、私が見たところ、いいほうだと思いますけれどもね、まだ。

○杉山専門委員 それぞれいろいろありますけれども、でも、最近少し変わるのが早くなってきて、前、このガイドラインをつくったばかりのころは、もっとみんなが共通認識を持っていたけれども、だんだん薄れてきたという時代かなというのは、正直、思っていますので、改めてお願いしたいなということでございました。

○議長（天野会長） よろしゅうございましょうか。ほかにございますか。

はい、どうぞ。木村委員のほうから。

○木村委員 区民委員の木村です。1点、御質問があります。

資料1-3の板橋区屋外広告物景観ガイドライン、こちらの6ページ、7ページについて、御質問させていただきます。

子どもを持つ親としての目線なんですけれども、こちらに「歩行者の目線に近い低層部に集中して表示されており」と書いてあるんですけれども、例えば、こちらの写真の右、お店ですね。1列目、2列目、このあたりなんですけれども、確かに見た感じきれいな広告物になるんですが、うちはやんちゃな男子なので、低い目線で歩いていて、「わーい、きれいだ

ね。」というところで風が吹いて、この広告物がごとと倒れてということもありました。なので、景観も大事なんですけど、安全面というところも配慮して見ているのかというところが、区民としてとても疑問でございます。

こちらについて、お答えいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（天野会長） はい、お願いします。

○都市景観係長 事務局でございます。御質問、ありがとうございます。

そうですね。写真の採用の仕方もあったのかなと思うんですけども、まず、倒れるような看板は、基本的にこれはNGでございます。

こちら辺、私どもの領域から外れるんですが、要は道路上に看板等を置く置き看板等、これは基本的にはNGなんです。道路管理者のほうからは、占用許可等を取っていないものについては、それは違反というお話になるので、ですから、木村委員のお子様を襲ったような看板は基本的に違反なものではないかなとは思ひます。

ですから、私ども違反であるものに色がどうのこうのというあれは到底ないので、ですから、当然、固定して、きっちり安全面が考えられているものしか、私ども景観という意識の中にはそもそも存在しないという意識です。

もしも、見かけて、危ない目に遭ったということであれば、先ほど来出ております土木の管理というところにお電話をかけていただければよろしいかと思ひます。

○木村委員 分かりました。ありがとうございます。

○議長（天野会長） それでは、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 丁寧にまとめてくださって、ありがとうございました。

質問が1点と、それから要望が1点です。

要望のほうからお話しすると、ちょっと木村委員のお話と相反してしまうかもしれないんですけども、板橋の仲宿の地域というのが、不動通りの地域というのが、歴史がキーワードとなって、中山道から派生して、それを景観の大事な要素としていこうというところだと思うんですね。

そう考えていく中で、この地区で何が残っているかというところ、ある程度レトロなもの、残っていますけれども、まち割りも崩れちゃって、そうすると、知る人は知っているけれども、なかなか歴史的な地区と見にくいというところがどうしてもあると思うんですね。

そうした中で、自然素材というのが歴史的なものを意識していくキーワードになっていくんじゃないかと思うんです。だから、素材という中でも自然素材はいわゆる色の適合から外

したりしていますので、そういう意味では自然素材というのが、僕は大事だと思うんですね。

そう考えたときに、先ほどの資料1の14ページで、山中商店さんの前の道路の話なんですけれども、結局、この地区は道路から両側20メートルという地区の中での指定ですが、そう考えると、道路面というのはかなり大きな要素というか、面積的にも占めているんですね。

だから、例えばこの道路も、アスファルトをやめて、先進的に花崗岩で舗装するとか、色を変えるとか、どうしても警察のほうから安全という話が出てくるとすれば、それはまあ何とか素材のほうで工夫するなりして、ある意味、逆に板橋区で先進的に舗装面のしびりをやろうとしたら、やれるきっかけがつかれるんじゃないかと思うので、これは要望です。というふうに思いました。

今度は、ちょっと分からないことの質問なんですけど、資料1—3のところの7ページですか。ここでいろいろと基準を記されている中で、「箱文字」という言葉が出てくるんですけども、サインとか看板のあれだと、箱文字ってプレートを折り曲げて作るのが箱文字で、箱文字、切り文字っていう、サインの作り方の表現なんですよね。

多分、ここで言いたいのは、ゴシック体のことを言っているんじゃないかと思うんですけども、その辺、どっちなのでしょう。

真ん中あたりに、例えば、色彩の展開の中で、「箱文字表示を基本とし」とか、「箱文字」という言葉が出てきているんですけども、多分、サインだと……。箱文字ってプレートを折り曲げて作る文字のことを「箱文字」というふうにして発注するんですよ。

切り文字というのは、厚板のプレートをレーザーなりで切ってやるんで、シャープにできるとというのが切り文字なんですけれども。

ということで、すみません、それが質問です。

○議長（天野会長） いかがですか。

はい、どうぞ。

○都市景観係長 質問、ありがとうございます。

事務局から。

まず、箱文字の定義的なところかなと思うので、また先ほどのこの本体のほうですね。屋外広告物景観ガイドラインの63ページ、後ろのほう、ほとんど裏表紙のほうです。

「箱文字」というふうに、一応用語集を作っています。

今まさに鈴木委員、おっしゃっていたとおりのことを書いてございます。「金属板等を箱状に曲げてつくった厚みのある文字をのことをいいます。厚みを利用して照明を内蔵させる

こともできます」ということで、これは一つ考え方としては、それを基本としていただきたい。これを絶対というと、今のお話のとおり、選択肢はそれしかないのかなというようなけんか腰になられる方も結構多いんですけども、看板等についても、できれば統一したものを目指していただきたいとは思っております。

そういう点では、今回、箱文字という形で、ちょうど7ページのところにいろいろと、例えば建物の上のほうに、比較していただくと分かるんですけども、左のほうが悪いパターンですね。「ITBASHI」と書いてあるところの赤と黄色の文字と比べれば、建物のところにつけていただくような表記で、そういうところについては箱文字、要は金属を折り曲げて、まあ、視覚的にもちょっと立派な感じになりますからね。うちの区役所も、たしか、「板橋区役所」って箱文字の看板をつけさせていただいて、決してこの赤と黄色のものがついているわけではないかなとは思っておりますけれども。

一応、そんな形で、これらはあくまでも基本という形の言葉で……

○鈴木委員 それだと、文字の作り方の話になっちゃうんで、例えば、フォントだとか、大きさだとか、そちらのほうはむしろ景観的には意義があるんじゃないですか。

○都市景観係長 ごめんなさい。今回、そういう点では、基本的には屋外広告物ガイドライン自身は制定されて、平成27年度に策定した形のものが原則という形を取っておりますので、この中に差し込んでいるというところではあるんで、必ずしも彩りだけじゃ、ちょっとまた意味合いを変えるというのはちょっと違うのかなとは思って、こういう書きっぷりはしてあります。

ただ、今、御意見という形で、一応、質問について答えてみたんですけども……

○鈴木委員 ありがとうございます。

○都市景観係長 切り文字であるとか、またはゴシック、また文字の体系というのをもし……

○鈴木委員 箱文字だと細い線ができないんだよね。だから、明朝が使いにくくなってくるわけです。

というような、作り方の制約になっていっちゃうんで、今後検討していただければと思います。

○都市景観係長 はい。鈴木委員、専門でいらっしゃるから、そういう意見、すごくよく分かります。

我々も現場サイドでは、決して絶対そうでなければ駄目よというふうな形は取っていないものですから、その辺は臨機応変にさせていただいているんですけども、御意見として、

その辺、どう取り入れられるかも、今後、研究させていただければと思います。ありがとうございます。

○鈴木委員 お願いします。

○都市景観係長 あと、先ほどの要望というところについては、私どもも同じ意見でございます。舗装に限った話ではないですね。外壁や何か自然素材を使いたいというところについては、逆に、ぜひ使ってほしいというところは、我々常に言っているところでございます。

○鈴木委員 むしろ、舗装のほうは、板橋区ができるから、板橋区にやってほしいんですよ。

○都市景観係長 板橋宿不動通りに関しましては、一応、インターロッキング等の舗装という形にはなっております、実際のところ。

その程度がどの程度なのかというところについては、決していいものかどうかというところの評価は難しいんですが、一応、あそこ、無電柱化をさせていただいた折に、舗装についてもインターロッキング、または石張りっぽい舗装にさせていただいているんですけども、ただ、それぞれ引込みだとか、メンテナンスをかけたときに、カッティングされた後、アスファルトに埋められちゃっているという箇所が何か所も何か所もありますよね。

ですから、今後、例えばそれがもっとメンテナンスしやすい石のはめ込み型なのか、そういうことも研究しながら、これもまた土木というところになるんですけども、そういうところに協議等、またはこういう意見があったよということについては、申入れをしていきたいと思います。

○鈴木委員 ありがとうございます。

せめて、デザインにお金をかけてください。そうしないと、質が維持できないから。安かろうはもうやめたほうがいいと思うのでね。ということで、お願いします。

○議長（天野会長） はい、ありがとうございます。

よろしゅうございましょうか。

じゃ、池邊委員。

○池邊副会長 これはちょっと懸念なんですけれども、屋外広告物のほうの6ページですね。

私も学生と板橋宿不動通りを3年間いろいろやらせていただきまして、ラッピーちゃんも地元非常に親しまれているということでいいんですけども、この「板橋宿」の上にあるラッピーちゃんは、今の方々はラッピーちゃんを選んだときとか、そういう経緯もあって、皆さん、親しんでいらっしゃると思うんです。

今後、今、鈴木委員がおっしゃられたように、不動通りが歴史的に木造を使ったり、茶色

系のトーンで、仲宿の、例えばこの屋外広告物のガイドラインの一番表紙には仲宿が出ていますけれども、こういう木造系のものになってきたときに、このラッピーちゃんがフラグシップとか、下に使っている分にはいいんですけども、上に使っているものがやや浮いてきて、じゃ、「ラッピーちゃんの色だから、俺のところはこのオレンジとブルーを使っているじゃないか」というふうに言われたり、これはFRPで作られているものですから、歴史的な街区としては、将来的には合わなくなってくるのではないかなというふうに思いますので、これだけ大きくこのところに使って、これがいいよというふうに推奨するかどうかというのは、少し……。

今はいいですよ。今は不動通りを今まで景観重点地区に頑張ってもらった方も、皆さん、ラッピーちゃんや何かは親しんでいるのでいいと思うんですけども、今後の話としては、このラッピーちゃんというのが、空に向けて目立っているということと、素材感というんですかね。

さっき杉山委員からもあの赤と黄色はいかなものかと言われましたけれども、このオレンジとブルーというのは、「このオレンジとブルーを使っているよ、うちの商店は」というふうに言われてしまったら、ちょっとどうなのかというふうに思いますので、この辺は、今後、これが推奨するかどうかというところについては、少し取扱いを注意していただければというふうに思います。

○議長（天野会長） どうぞ。

○都市景観係長 事務局でございます。

ラッピーちゃんについてのお話でございます。

まさに池邊先生おっしゃっているように、僕も、はっきり申し上げて、個人的な見解としてはちょっと違和感……。

ただ、先ほどお話がありましたように、ガイドライン本体の頭のところですね。表紙には、これは仲宿商店街のほうになるんですけども、いかにも和風な感じにしています。

○池邊副会長 そうですよ。

○都市景観係長 ぱっとそれを見て、もう一回こっち側を見ると、でも、よく見ると「板橋宿」という言葉のところの表現は筆文字っぽくなっていて、しかも、その周りも何気に木造風に行っているところがあります。

ということは、そういう歴史を踏まえたところは大事にしているけれども、どこか、当時、新しさも欲しいというところ。あとは、親しみやすさで作られているといういきさつである

うというふうに我々も見ております。

先生が御心配されている、今は確かにまだ何となくあるなというところから、今後はきつと統一されていく中で違和感に感じられれば、もうちょっと表現が変わっていくんじゃないのかなというふうに思っているところが、実は、先ほどの不動通りの地区の皆様がお作りいただいた「景観まちづくりプラン（素案）」というものがございます。

今日、机上配付をさせていただいている資料の最後のページを見ていただきますと、平成29年・30年に、地元の商店街の皆様にお考えいただいたまちづくりプランでございます。そのちょうど今開いていただいている裏表紙なんですけれども、家紋のようにいろいろ表現がされているかと思いますが、そこにウサギの絵があるかなと思うんです。そのウサギの絵はラッピーちゃんをイメージして書いているんですけれども、ちょっと和風に寄っているんですよね。

ですから、そういうところで、平成29・30年の2か年勉強されている商店街の皆様は、和風をかなり意識した中で考えられていますので、これから未来に向けては、ある程度の方向性が定まっていくのかなという期待をしておるところでございます。

以上でございます。

○池邊副会長 よろしくお願ひします。

○議長（天野会長） ありがとうございます。

なかなか微妙なところなので、危なくなったら差し替えましょうねというぐらいでよろしいんじゃないでしょうか。

私、微妙で、全部否定するのがいいのか、やり過ぎるとまずいけれども……

○池邊副会長 やり過ぎるのは……。今、親しまれているので……。

○議長（天野会長） やり過ぎると問題だけれども、余り否定すると何か落ち着き過ぎてというのやや危険だと思うので、気をつけて見ていきたいと思ひます。

よろしゅうございましょうか。

はい、ありがとうございます。それでは……。

はい、どうぞ。

○山田委員 手短かに質問させていただきます。

こちらの屋外広告物景観ガイドラインのほうは、今回、板橋宿不動通りのほうも入っているということなんですけれども、商店街の皆さんとは打合せをした上で計画がされているということですか。確認させてください。

○都市景観係長 先ほども御説明しました経緯の中のお話になりますけれども、先ほどの青で作られている不動通り地区景観まちづくりプランでございます。今日、机上に置かせていただいておりますが、実は、これが地元のほうで、商店街のメンバーを中心に2年間にわたってコンサルタントとともに、商店街の景観という在り方について2年間お勉強いただいて、地元のほうから景観まちづくりについてプランという形で区のほうに提出されているものでございます。

ですから、これ自身は不動通り商店街がお作りいただいたといったもので過言ではないと認識しております。

○山田委員 ありがとうございます。

このそれぞれのガイドラインの基になっている、今日、机上に配付をしていただいておりますけれども、板橋区の景観計画なんですけれども、平成23年の8月に作られたということで、区長のすごくお若い写真が載っていて、何かというと、つまり随分時間がたったということだと思ふんですね。

ですけれども、まだ景観計画に基づいてガイドラインがつくられているわけですが、この間、例えばLEDがかなり普及してきたとか、コロナ禍でより身近なまちに対しての関心がすごく高まっているとか、いろいろ変化はあるかと思ふんですね、世の中的に。

そうしたときに、景観計画って、今後、いつ改定の予定があるのかなと一つ気になったので、教えてください。

○都市景観係長 実は、もう既に改訂という作業は何回かやっておりますが、1つは、先ほども御説明をさせていただきましたけれども、近時ではアクセント色を追記させていただいたときの令和3年4月1日というところで追記。ガイドラインのほうの説明をさせていただいたんですが、景観計画のほうには追記はされています。

ただ、刷り物としては当時刷ったものがまだ残っていたということもあって、経費節減のために刷り物自身は余り刷っていないんです、実のところ。ただ、ホームページに掲示させていただいているデータのほうは、その都度刷新させていただいております。

もう一つは、先ほど来出ております不動通り地区、こちらが令和4年4月1日に改訂ということになっておりますので、その際に、こちらの景観計画の中に重点地区という形で新たに追記をさせていただいております。

ですから、その都度、一応時点修正もそういうところでは入れさせていただいて、この審議会の場で御審議いただいて改訂しているということでございますので、今後も、全面改修

というところについてはまだ予定は組んではおらないんですが、時点修正、または改訂するべきところについては、こちらの審議会を通して改訂させていただいているという状況でございます。

○山田委員 ありがとうございます。

これからも改訂・修正側に関わる中で、私は何回か審議会の委員のメンバーをさせていただいたりとか、日々の活動の中でも話をさせていただいているんですけども、そろそろ夜間照明についてを少し盛り込んでいかないといけないのかなというふうに思っております。

例えば、練馬区の景観ガイドラインでは、「落ち着いたある夜間照明とする」ということで、「過度な演出とならないよう、周辺の住宅地等に配慮した照明とする」と。

板橋区の中にもぼつぼつ、あちこちに出てきてはいるんですけども、夜間どうするんだという話をもう少し盛り込んでいかないといけないのかなと。

つまり、日中の色合いのことをいろいろ言っても、例えば、そこにピンク色の照明がどーんと当たったら、全然違う色合いになっちゃうわけですね。

商店街の看板なんというのは、日中にお買物をされる顔と、夜間飲食店に行かれるときの表情と違うわけですね。その時間軸というのも、これからの景観計画、まちづくりをどうしていくかとなったら、盛り込んでいくべきかなというふうに思っておりますけれども、その辺のお考えがあれば、教えてください。

○都市景観係長 今回、御説明させていただいている資料1-3のところ、先ほどちょっとヒートアップしていた「エリア区分別の推奨基準」のところの「照明」という言葉が書いてございます。

実は、ここだけではなくて、あちらこちらにガイドラインの中にも照明についての記述はあるのはあるんですけども、例えば、そこだけを抽出して照明のガイドライン的なところは特につくってはいないので、委員おっしゃるように、例えばその項目を厚くするようなお話は、今後、出てくるのかなとは思いますが、ちょっと確認します。

○都市計画課長 すみません。ありがとうございます。

今日、いろいろ意見をいただいたり、LED化されたですとか、今後も多分区もDXですとか、様々変えていったり、例えば、絵本のまちのお話、それからブランディングの話、様々あるかと思えます。

ちょうど区の基本計画も見直されていきますし、また、我々、都市整備のほうですと、都市マスタープラン、こちらの改訂も迫ってきております。恐らく、それらで同様のというか、

今後の大きな課題・テーマが出てくると思われますので、それらを見させていただきながら、検討の俎上の中で、残りの冊子というのもありましたけれども、余り古くなってもという部分もありますので、その辺で区の全体的な考え方のもと検討させていただいて、我々とするれば新しいものにしたいと思っておりますので、その中でしっかり考えたいと思います。ありがとうございます。

○議長（天野会長） はい、どうぞ。

○山田委員 ありがとうございます。

板橋区は、景観色彩ガイドラインと屋外広告物景観ガイドラインと分けていただいているということもあると思うんですけども、その中で夜間のまちづくり、照明景観みたいなものがどこに入ってくるのか、あるいは、別につくっていくのかということをご検討いただきたいなと思います。

ちなみに、東京都のほうでは、「良好な夜間景観形成のための建築計画の手引」といって、あるんですね。こういったものもぜひ参考にしながら、板橋区のまちづくりを景観の面から進めていただきたいと思います。

すみません。ちょっと長くなりますけれども、本日の景観ガイドラインの一部改訂の経緯のことについては、説明いただいたとおりすごくよく分かりましたし、御検討いただいたとおり進めていただきたいと思いますというふうに思いましたので、ありがとうございます。

○議長（天野会長） ほか、いかがでしょうか。

○杉山専門委員 すみません。最後、もう一つ、お願いしたい。

○議長（天野会長） 手短にお願いできれば。

○杉山専門委員 はい、短くします。しゃべりが長くて、すみません。

再確認したいんです。景観色彩ガイドライン、資料1—2の12ページなんです。

不動通りの外壁基本色が、Nが4以上で真っ白もオッケー。ほかのところも全部8.5以上で、かなり明るいオッケーなんですけれども、さっきの歴史とか昭和レトロとか語ってきたのと若干引っかかるなと思うんですけども、これはこれでいいんでしょうか。お伺いさせてください。12ページのところです。

○都市景観係長 こちらも冒頭うちの課長から説明をさせていただいた際に、板橋宿不動通りの基本色という考え方については、一般地域と同じ形を取っています。

というのはなぜかという、要は、特に今まで決めてきた崖線であるとか、石神井川とか、または住宅地区である常盤台とか加賀のような本当に落ち着いたシックな感じのまちにする

というわけではないので、商店街は商店街のらしさというところもまた演出したいというところですから、幅を持たせざるを得なかったというところがあって、一般地域と基本的には同じにしてあります。

ただ、それを踏まえて、ガイドライン等で推奨色であるとか、そういうところをお進めしていこうというのが趣旨でございますので、ここは一般地域と同じということでございます。

○杉山専門委員 一般地域でもN9以上は避けているという自治体もございますので……。

○都市計画課長 実際は下げています。

○杉山専門委員 実際は下げている。ちょっと今まで語ってきた不動通りと若干ずれを感じるというのは、アドバイザーとかなんかの会議ではぜひ配慮していただければと思います。

一般地域と同じということですね。はい、分かりました。

○議長（天野会長） ありがとうございます。

よろしゅうございましょうか。

それでは、議事を先に進めさせていただきます。

2つ目。いろいろ部会等でも議論になりました「みどりのヒント集の改訂について」ということで御説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○都市計画課長 次の説明に入る前に、先ほどのガイドラインのところなんですけど、本日いただいた御意見、多少修正がありましたので、そのガイドラインの最終版につきましては、会長に御確認いただきまして、了承いただいた後、ガイドラインの改訂の事務手続に入らせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、次の報告事項「みどりのヒント集の改訂について」、御説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、資料の2を御用意いただきたいと思います。

みどりのヒント集につきましては、平成26年より、植栽計画に理解を示されない建築設計者やハウスメーカー・住宅デベロッパーなど事業者に対しまして理解を深めてもらうために、分かりやすさ・受入れやすさを優先し、体系化した資料として使用してきたところでございます。

昨年9月開催の第17回景観審議会におきましても、委員の皆様より改訂について様々な御意見を頂戴したところでございます。

11月に開催されました第22回景観審議会部会におきましても、委員の皆様の御意見を取り入れた案を御提示させていただきましたが、新たな御意見も含め、再度多くの御意見を頂戴

したところでございます。

それを受けまして、事務局といたしましても、委員の皆様のヒント集の改訂に対する期待、それから、景観の緑化に対する重要性、こちらを改め、大がかりな方向転換をさせていただきまして、新たな目標を定め、それに向かって進んでいきたい。このように考えているところでございます。

資料2、3ページの表を御覧いただきたいと思います。

大分、前回から変わって、どうしたんだという感じだと思うんですけども、現行のみどりのヒント集、こちらにつきましては、事例集としてはこれまでも十分機能しております。また、委員の皆様からは一定の評価をいただいておりますので、適宜時点修正を行っていくことといたしまして、仮称といたしますが、右下のところですが、植栽のガイドライン、こちらの策定に向けて、区として、都市整備部として取り組んでいこうというふうに考えてございます。

植栽に関するガイドラインは、緑化を所管する他部署との調整等課題は多いところではございますが、23区の中でも作成している区はほとんどございません、今のところ。ただ、委員の皆様から大変多くの御意見をいただきましたので、その期待に応えたいなというところ、時間をかけてでもいいものを作成していく、そういう意気込みのもと、その方針に切り替えさせていただきたいと考えております。

それから、前回も多分意見をいただいております、区民向けの冊子、見やすいという部分で、そういったところにつきましても、ガイドライン策定と並行しながら、検討を進めてまいりまして、より区民の皆様にとっても景観緑化を身近に考えられる冊子などの作成を目指してまいりたいと考えております。

なお、ガイドラインを策定するまでの期間、みどりに関する啓発活動につきましては、これまでどおりというか、これまで以上というか、窓口や、毎年1階で開催させていただいております景観写真展等、我々が開催するイベント等でもやりますし、また、他部署のイベント等のコラボ、こちらも引き続き積極的に行って、よりみどりのことに関しても啓発、こちらはガイドラインができなくても進めてまいりたいと考えております。

そういった意気込みのもと、高みを目指して、植栽に関するガイドラインも策定の方向を目指して進んでまいりたいと思います。

簡単ではございますが、以上で、報告事項「みどりのヒント集の改訂について」の御説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（天野会長） ありがとうございます。

今の件について、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○南雲委員 御説明、ありがとうございます。

事前に資料を送っていただいて大変気になっていた点は、「一般区民向けの冊子とする。」というところで、3年から5年後までの完成を目指すというタイム感についてなんです。

前回見せていただいたときに、内容はもうかなり充実した内容になっていて、それがむしろ専門的過ぎるので、区民には何を伝えるんですかという議論だったかというふうに思います。

今、お示しいただいた参考の体系図というところでも、植栽のガイドラインを策定した上で、抽出・抜粋して区民向けの冊子を作るというお話なのかと思います。その意味では、やはり3年から5年というのは、少し時間がかかり過ぎじゃないかなというふうに印象としては受けています。

今の御説明を聞いて、時間をかけてでも良いものをとという意気込みは大変伝わってきたので、新たに区民向けの情報発信を考えて磨かれるということは評価をしたいというふうに思うんですが、多分、ホームセンターとかで、手に取って、区民の方がぱっと見るという冊子を考えると、こういう厚いものとかだと、すごくそれ自体がハードルが高いのかというふうに思うので、もう少し簡易な小さい、例えば、基本計画とか、あとは「アーティストバンクいたばし」なんかの小さい冊子って、区内でも配られていると思うんですけれども、何かそういう簡易なものを考えていかれるといいのかなというふうに思って、その意味では、もう少しスケジュールというのも前倒しをされたほうがいいのかというふうに思いました。

以上、意見です。

○議長（天野会長） いかがですか。

○都市計画課長 ありがとうございます。

そうですね。これだけ取ると、すごく時間がかかるな、パンフ、リーフ、こういったものを作るには時間をいただき過ぎているかなとも思うんですが、ガイドライン、こちらのバックボーンというか、根拠になる部分、ここをしっかりと詰めたのと、あとは、どういうものが区民の方に伝わるのか。ここも大事にして、何度も作り直すのではなくて、一度でというのはなかなか難しいんですが、ガイドラインをつくっていく、目指していく過程の中で、より良い方法を考えていきたいという意味でございますので、また、皆様の御意見を伺いなが

らやらせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（天野会長） はい、どうぞ。

○都市景観係長 1点補足でございますが、以前も御説明しておりますように、このみどりのヒント集、これ自身も確かに、南雲委員がおっしゃるように、厚くて、大変中身が濃いんです。これはもう私どもの景観計画の窓口のところのホームページに一応データ的には張りつけてございますので、そういう問合せ等については、もうこの御時世なので、「ホームページ等、こちらを御参照してください」という形でどんどん進めていこうとは思っています。

ですから、一応、秘伝のたれのように、付け足し付け足ししながら使ってまいりますので、それはぜひ私どもも推奨して御説明していきます。

それと合わせて、実際、みどりと公園課というセクションがございます。緑化推進セクション、大本は向こうになるんですけども、そちらともいろいろと連携はしているつもりではあるんですが、まだまだ不足しているところはあるかと思っておりますので、南雲委員がおっしゃっているところの部分については、区民向けのところをもっと分かりやすくというところについては、連携しながら、また、向こうにいいデータがあれば、そういうところも御案内しながらというふうに考えております。

お時間については、実は、先ほど御説明したと思うガイドラインというような形態にしますと、条例でこういう審議会のほうに意見を聞かないといけないという成り立ちになっておるものですから、キャッチボールが始まるとどうしてもお時間をいただくことにもなってしまふ。その辺もあって、先ほど課長が、皆さんからの意見をいっぱい聞きながらよりいいものをつくっていきますというところを御理解いただければと。

私ども決して時間をかけたいわけではないので、短くなればなるほどいいなとは思っております。そこは心がけていきたいと思っております。

○議長（天野会長） よろしゅうございますか。

多分、今申しましたように、個別ホームセンターで買物したりするぐらいでは、みどりのヒント集は相当役に立つんです。

それを中途半端に改訂するんじゃなくて、せっかくやるんだったら、全体の緑化計画だとか、自然や環境などの計画と整合を持ちながら、板橋区のみどりを行政としてどういうふうに考えるかということにも配慮しつつ、じゃ、民間でやるときにもこれを考えてねとすると、ガイドラインにしてしまったほうがいいと。

行政計画とは切り離して、民地開発するとき、家をやるとき、何かみどりを入れるんだっ

たら、今のみどりのヒント集で十分でしょうということで、方向転換をさせていただいたと思います。

恐らく、今、委員御心配のところについては、みどりのヒント集、少し手を入れていけば十分役に立つのではないかと考えております。

よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

木村委員から。木村委員、神谷委員、池邊委員と回して。

○木村委員 南雲委員委員と同じ内容の質問になるんですが、毎年、景観のパネル展を1階でやっておりますね。

あちらで、よく子どもを連れていくんですね。最近ではきちんと振り仮名もつけてくださっているの、見られます。色の色彩帳も見ています。

そこで知りたいことがあったらというふうに、アンケートみたいなのを聞いていただけると、そこでのことが、例えばホームセンターのこの育て方が分からないとかいうのを子どもが書いたりすることができる、そのヒントの一つになるのかなと、今、思いつきました。

以上です。

○議長（天野会長） ありがとうございます。

はい、課長、どうぞ。

○都市計画課長 大変貴重な御意見、ありがとうございます。本当にできることはどんどんやっていきたいと思っておりますので、ありがとうございます。

○議長（天野会長） 神谷委員、お願いします。

○神谷委員 前回の部会で大分もめたといいますか、荒れたといいますか。何ていうんですかね。時代背景が、今、みどりについては非常に大きく動いていて、役割も重要になってきているんですね。地球環境の問題も含めて、御承知かと思うんですけれども。

区としても、みどりのほうの造園に基づくこれまでの考え方も大きく変えた。それは、景観のみどりの協議にももちろん絡んでくるわけですね、

そういう中で、今御説明あったように、ヒント集というのは、実務的に積み上げてきたものなので、十分、実践的に役に立つ武器になっているんですよ。

でも、そこに改めて何かつくり直そうということになると、非常に中途半端なものになっていたの、それは審議会一般向けの方という御意見があったことも混乱の原因なんです。

じゃ、一般向けだったらば、幾らでも本屋さんにガーデニングの本とかたくさんあるわけですね。でも、役所としてガイドラインをつくるとなると、早々簡単ではなくて、実際、それをやっているところは、景観としてのみどりはほとんどやれていないんですけれども、植栽のみどりの部隊がつくっているガイドラインというのは、それは例は幾つかあって、既にあるものは相当なレベルできちんと作り込まれているんですね。

ガイドラインにするからには、そのレベルに持っていけないといけないというあたりで、根本的に見直してつくるなら、恥ずかしくないきちんとしたものにしてほしいという、そういう流れでした。

以上です。

○議長（天野会長） ありがとうございます。

では、池邊委員、お願いします。

○池邊副会長 今、神谷委員が言われたことと似ているんですけれども、このところ地球温暖化に向けて、少しでも土があつたり、日影になつたりすれば、商店街でも温度が1度や2度は下がるというような部分とか、コロナの間に皆さんが外に出て味わっていただいたとおり、というものがリフレッシュとか、癒しとか、安らぎとかということで、実際にうつとか、引きこもりとか、そういうものにも十分役立つということが多く言われています。

そのためには植栽樹木も、従来のような常緑樹とか暗い緑ではなくて、柔らかな斑入りのみどりですとか、そういうものが多くなっている。あとは、花物を入れていく必要性だとか、その辺がここ二、三年で非常に大きく、業界としても、このみどりのヒント集は、いわゆる造園業界という感じのになっているんですけれども、それだけではなく、半分ガーデニングみたいなものも含めて、両方一緒になった形で進めていく。

私、みどりと公園の推進会議のほうの委員長をやっていますけれども、そちらのほうでもそういった形で進めておりますので、連携を取って、うまくいいものにしていければと思っております。

以上でございます。

○議長（天野会長） ありがとうございます。

よろしゅうございましょうか。

はい、どうぞ。

○五十嵐委員 今、いろいろお話を伺って、あつと思ったものですから、最後にお話しさせていただきます。

たしか、南町のあたりでNHKの園芸の講師に出ていらっしゃる方が区民の方において、すごくバラ作りがお上手で、その地域がその方を中心にバラでお庭がいっぱいというような地域があるんですね。

板橋の中でも、何かそういうものが地域で地域でお花を作ったり何やらというのがあって、私なんか知らないこともいっぱいあると思うので、それはもう板橋区のほうがよく御存じなので、そういうのもぜひ生かしながら、例えば、そういうところがありますよと紹介することでほかの方が、「うちも」とか「うちの地域も」とか何かいろいろなことに広がっていくんじゃないかと思うので、そのような情報もぜひ発信していただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（天野会長） ありがとうございます。

様々情報が増えていけばと思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

よろしゅうございますかね。

このみどりのヒント集については、みどりのヒント集を使いながら、ガイドラインに向けて、多分、民地といっても、それなりの住宅開発で、専門の方が入る部分と旦那さんとか奥様が自らやる部分といろいろあると思いますので、そういうところも役立ちつつ、板橋区としての全体のみどりの計画にどうくっつけていくか。それはそっぽを向いていると何かおかしいことになるので、多分、池邊先生もいらっしゃるので、作っていきたいと思います。

ありがとうございました。

それでは議事、全部済みました。

1つ目のガイドラインにつきましてはいろいろ御意見をいただきましたが、今後、次にガイドラインを考えるときの部分の話と、今回変えることについては大体賛成いただいたと思いますので、先ほど課長からありましたように、細かなことについては私のほうへ一任していただいて、皆様の御意見が反映するようにまとめていきたいと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、議事、全て済みましたので、進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。

